

郡家図書館 八頭町宮谷 256-4 ☎ 72-6660
船岡図書館 八頭町船岡 539-1 ☎ 72-3970
八東図書館 八頭町北山 48-1 ☎ 84-6622
https://www.town.yazu.tottori.jp/site/library/
ページ ID 0002215

スマホサイト



スマートフォンは
こちらから



みんなの図書館



郡家図書館 船岡図書館 八東図書館

こども読書週間行事

2025

はるのウキウキとしょかんすごろく

本を借りたり、おはなし会に参加すると、サイコロがふれる「としょかんすごろく」！
ゴールすると、プレゼントがもらえるよ！

まだ図書館へ来たことのない
お友だちもぜひ参加してね。
待ってます！



開催時期 4月12日(土)～6月1日(日)

「音読教室」参加者募集！

図書館では、毎月1回、「あたまイキイキ音読教室」を開催しています。昔話や絵本、詩やわらべうたなどを、みんなで声に出して読む会です。
お気軽にご参加ください。

郡家会場

(郡家老人福祉センター) 毎月最終金曜日

船岡会場

(船岡地区公民館) 毎月最終水曜日

八東会場

(丹比地区公民館) 毎月第3木曜日

○持ち物：水分補給用の飲み物

※日程は変更になる場合があります。広報やず、チラシ等でご確認の上、お申し込みください。

図書館で利用者カードを作りますか？

はじめての方は、無料で発行します。
新規登録をされる際は、住所確認ができるもの(運転免許証等)をご持参ください。



登録情報に変更があったときの手続き

氏名・住所・電話番号などに変更があったときはお近くの図書館へ申し出てください。

住所変更、氏名変更には現住所が確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

尚、氏名変更による利用者カードの再発行は無料です。

新しく 入った本

*他館所蔵のものはお取り寄せできます。
*貸出中の場合はご予約ください。
(インターネットからも予約ができます)

郡家図書館

- ① 我らが緑の大地 荻原 浩
- ② おぼろ迷宮 月村 了衛
- ③ 逃亡者は北へ向かう 柚月 裕子
- ④ なぜか好かれる人の小さな習慣 有川 真由美
- ⑤ 僕には鳥の言葉がわかる 鈴木 俊貴
- ⑥ いえがでるよ バイロン パートン

船岡図書館

- ① 森にあかりが灯るとき 藤岡 陽子
- ② 一次元の挿し木 松下 龍之介
- ③ いつかの朔日 村木 嵐
- ④ 先生、イルカとヤギは親戚なのですか！ 小林 朋道
- ⑤ シニアの命と財産を守る実家の防犯110のコツ
- ⑥ 小学館の図鑑NEOアート はじめての国宝

八東図書館

- ① 月収 原田 ひ香
- ② 老人初心者のたくらみ 阿川 佐和子
- ③ 結局、人生最後に残る趣味は何か 林 望
- ④ 60分でわかる!金利超入門 バウンド
- ⑤ 染めの花フラワーデザイン図鑑 前田 有紀
- ⑥ 戦国武将人物甲冑大図鑑 本郷 和人 監修

4月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
⑥	7	8	9	10	11	12
⑬	14	15	16	17	18	19
⑳	21	22	23	24	25	26
㉗	28	29	30			

休館日 開館時間 10:00～18:00

○ 船岡・八東休館日 (郡家は開館)

あたまイキイキ音読教室

※申込が必要です。

	郡家図書館	船岡図書館	八東図書館
日にち	4月25日(金)	4月30日(水)	4月17日(木)
時間	10:30～11:15	10:30～11:15	10:15～11:00

移住定住の促進のため 住宅の新築・購入を支援します！

今年度より新たに、住宅の新築費用や建売・中古住宅の購入費用を補助します。町内に住宅の取得をご検討中の方はぜひご活用ください。

対象者の主な条件

- ①住宅を新築または購入し、登記が完了した方
- ②令和6年4月1日以降に工事請負契約または売買契約を締結した方
- ③補助金の交付から5年以上定住する方 等

補助額

住宅の取得金額の5%（上限10万～30万円）

※上限額は世帯員の年齢や転居前の居住地により変動します。

補助件数 予算範囲内（概ね40件）

注意事項

- ・住宅の所有権保存登記または移転登記の日から6か月以内。
- ・詳しい条件やお手続き方法は、ホームページをご確認ください。

問い合わせ 企画課 地域戦略室 ☎76-0213

ページID 0008352

県外から移住した若者夫婦・ 子育て世帯に奨励金を交付しています！

結婚や出産、子育て等の新たなライフステージを迎える若者世帯の移住を応援するため、奨励金を交付しています。この機会にふるさとへのUターンを考えてみませんか？

対象世帯の主な条件

- ①2人以上で新たに住民登録し、3年以上定住する意思があること
- ②世帯員のいずれか（子を除く）が満39歳以下であること
- ③次のいずれかの要件を満たしていること
 - (ア)結婚をして10年以内
 - (イ)妊娠中の者がいる
 - (ウ)中学生以下の子がいる

交付額 1世帯あたり30万円

注意事項

- ・転入日から2か月以内に申請する必要があります。
- ・詳しい条件やお手続き方法は、ホームページをご確認ください。

問い合わせ 企画課 地域戦略室 ☎76-0213

ページID 0001271



お知らせ

叙位叙勲のお知らせ 故・森下冷蔵さん（土師百井）

去る1月19日にご逝去された森下冷蔵さんは、元郡家町議として町政の発展に尽力され、叙位「正六位」を受章されました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

児童手当の第3子以降加算を 受けるには申請が必要です

児童手当を受給中の方で、第3子以降加算（1人あたり月額30,000円）を受けるには申請が必要です。申請が遅れると、加算分を受給できない月が発生する可能性があるため、ご注意ください。

また、すでに第3子以降加算の対象である大学生年代の子に変更がある場合なども申請が必要です。

申請が必要な方

- 18歳の子（3月末時点）を4月以降も養育する方
- 大学生年代の子（学生ではない）を4月以降も養育する方
- 大学生年代の子（学生）の在学期間延長や退学など変更があった方（随時申請可）
- 新たに第3子以降加算の対象となる大学生年代の子を養育する方（随時申請可）

※「養育」とは、監護し、学費や生活費などの経済的負担をしていることを指します。

※「大学生年代」とは、平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの方です。

申請方法

「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

※学生ではない大学生年代の子が別居している場合は、経済的負担を証明できる書類も必要です。

提出期限 4月16日（水）

提出先 町民課・船岡住民課・八東住民課

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

ページID 0011823